

山武市訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和3年4月～)

【色分けのルール】

■水色

→ 新設

■黄色

→ 変更

■灰色

→ 廃止

	サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位			
	種類	項目									
訪問型サービス (現行相当・独自)	A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		1,176	1月につき			
	A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055				
	A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		39	1日につき			
	A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		2,349	1月につき			
	A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108				
	A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		77	1日につき			
	A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69				
	A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者(要支援2相当)・要支 援2(週2回を超える程度)		3,727	1月につき			
	A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344				
	A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者(要支援2相当)・要支 援2(週2回を超える程度)		123	1日につき			
	A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110				
	A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		268	1回につき			
	A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240				
	A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)		272				
	A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244				
	A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者(要支援2相当)・要支 援2(週2回を超える程度)		287				
	A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257				
	A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自)(短時 間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未 満)		167				
	A2	1414	訪問型短時間独自サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149				
	A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき		
	A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき	
	A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		1日につき	
	A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算		1回につき	
	A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算					所定単位数の 10%加算		1月につき	
	A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1日につき		
	A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算				1回につき
	A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算			所定単位数の 5%加算		1月につき		
	A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算				1日につき
	A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算				1回につき
	A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200	1月につき		
	A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100	
	A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200
	A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の55/1000 加算				
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)				(3)で算定した単位数の 90% 加算(※)				
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)				(3)で算定した単位数の 80% 加算(※)				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ 分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の1/1000 加算					

(※)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)については、2021年3月末時点で算定している事業所に限り、2022年3月末まで算定可